論点　級地の設定について

論点

■ 介護報酬は、介護サービスの内容や施設・事業所の所在する地域等を考慮しつつ、介護サービスの提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定されており、介護サービスの提供に要する費用の主たるものは人件費である。

■ 地域区分は、この人件費の地域差を反映する仕組みであり、公平性・客観性を担保する観点から、原則として、地域における民間の賃金水準を反映して設定されている公務員（国家公務員又は地方公務員）の地域手当に準拠して設定している。

■ 公務員の地域手当については、令和７年度から、級地区分を設定する地域の単位を広域化（従来の市町村単位から都道府県単位を基本）するとともに、級地区分の段階数を７区分から５区分とする見直しが段階的に行われている。この公務員の地域手当の見直しを踏まえ、令和９年度以降の地域区分について、令和８年２月に市町村の意向を確認したところである。

■ 前回の地域区分の見直しは、平成26年人事院勧告において国家公務員の地域手当が見直されたことを踏まえ、この見直し内容に準拠する形で平成27年度介護報酬改定において対応したところであり、その際、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、市町村の意向を確認した上で、経過措置を設けている。

■ こうしたことを踏まえ、令和９年度以降の地域区分の級地設定についてどのように考えるか。また、級地設定にあたり、経過措置や特例の取扱いについてどのように考えるか。

対応案

■ 地域区分の趣旨やこれまでの見直しの経緯を踏まえ、令和９年度以降の地域区分は、最新の民間賃金の状況を反映した国家公務員または地方公務員の地域手当に準拠して級地設定することを原則としつつ、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、過去の見直し時と同様、市町村の意向を踏まえて、従前の上乗せ割合を維持することも可能な経過措置を講じることとしてはどうか。

■ 特例については、隣接した市町村との級地格差による人材確保への影響も踏まえる必要があり、級地区分の段階数が７区分から５区分になることから、現行の５級地差ルールの対象自治体がなくなるため、当該特例を見直してはどうか。具体的には、級地区分の段階数に応じた見直しとして３級地差ルールに見直すこととしてはどうか。その際、現行の４級地差ルールについては３級地差ルールで対応することとしてはどうか。

■ こうした特例見直し案を前提に、市町村の意向を再度確認した上で、令和９年度以降の地域区分を設定してはどうか。

出典：厚生労働省 第272回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「地域区分」 p.10 より抜粋

令和9年度介護報酬改定に向けた地域区分の級地の設定方法（案）②

＜特例＞

（1） 次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い地域区分までの範囲で引き上げること、または、一番高い地域区分までの範囲で引き下げることを認める。

① 当該地域の地域区分よりも高い地域または低い地域に囲まれている場合。なお、隣接する地域の状況については、同一都道府県内のみの状況で判断することも可能とする。
【完全囲まれルール】 → 継続（p14）

② 当該地域の地域区分よりも高い地域または低い地域に複数隣接しており、かつ、当該地域の地域区分と同じ地域との隣接が単一（引き下げの場合を除く）の場合。ただし、引き上げの場合は、公務員の地域手当の設定がある自治体を除く。
【複数隣接ルール】 → 継続（p14）

（2） 3級地以上の級地差がある地域と隣接している場合、2級地差になるまでの範囲で引き上げること、または、引き下げることを認める。
【3級地差ルール】 → 新規（p15） ※ 現行の5級地差ルール・4級地差ルールを見直し

（3） 広域連合については、構成自治体に適用されている地域区分の範囲内で選択することを認める。
【広域連合ルール】 → 継続（p15）

（4） 障害福祉サービス等報酬及び子ども・子育て支援制度における公定価格の両方の地域区分が、経過措置等による特別な事情で介護報酬の級地より高くなっている場合、その範囲内において、隣接する高い級地のうち最も低い区分まで引き上げることを認める。
【他制度との均衡ルール】 → 継続

出典：厚生労働省 第272回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「地域区分」 p.13 より抜粋

地域区分の特例の設定方法について　案②

＜ 現行の特例（継続） ＞

【特例（3）（広域連合ルール）の例】

（引き上げの場合）

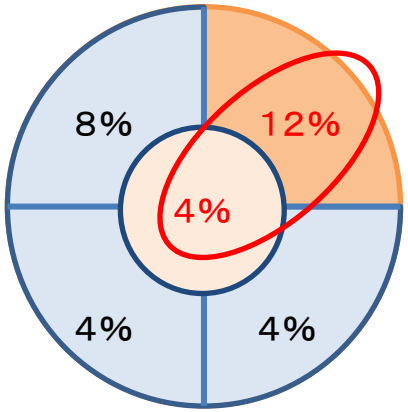

✓ 広域連合の構成自治体の場合

⇒広域連合の構成自治体に適用されている区分の範囲で選択可能
（８％又は12%を選択可）

（引き下げの場合）

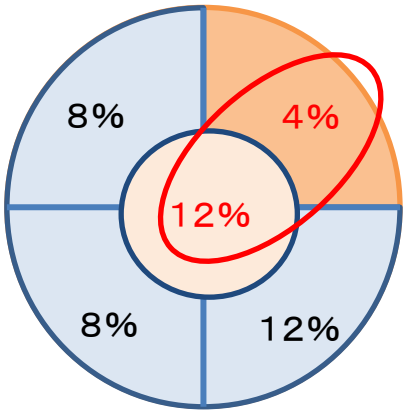

✓ 広域連合の構成自治体の場合

⇒広域連合の構成自治体に適用されている区分の範囲で選択可能
（８％又は４％を選択可）

＜ 特例の見直し案 ＞

【特例（2）（3級地差ルール）の例】（5級地差ルールの見直し）

（引き上げの場合）

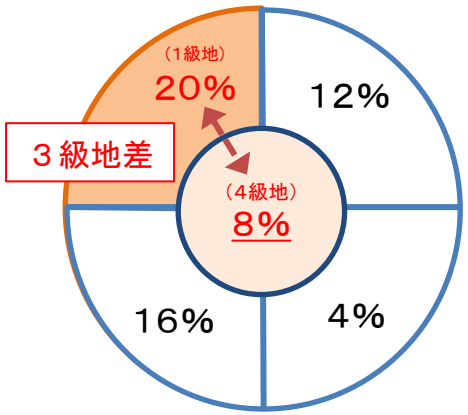

〇３級地以上の級地差がある地域と隣接している場合

⇒２級地差になるまで引き上げが可能
（12%（３級地）を選択可）

（引き下げの場合）

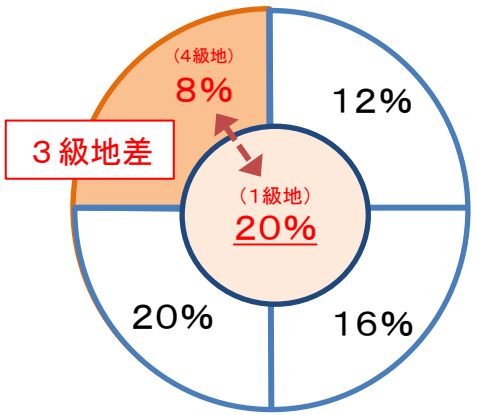

〇３級地以上の級地差がある地域と隣接している場合

⇒２級地差になるまで引き下げ
が可能
（16%（２級地）を選択可）

出典：厚生労働省 第272回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「地域区分」 p.15 より抜粋